

# 蒲郡市立三谷中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月2日

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることをふまえ、防止策を考えていく必要がある。これらの基本的な考えをもとに、全教職員が、日頃から生徒に寄り添い目をかけ声をかけることで、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「独立独歩」を実現できるように、『賢く、仲良く、たくましく』をスローガンに、知（確かな学力）・徳（豊かな心情）・体（たくましい体力）の調和のとれた人間性豊かな三谷中生の育成に尽力している。生徒一人ひとりが主役になり、明るい活力に満ちた学校づくりを推進し、自立的かつ自律的な心を養い、主体的に学ぶ生徒を育むために、地域・保護者と連携し、信頼され愛される開かれた学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的（週1回）に開催し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、校務主任、学年生徒指導担当（生徒指導主事を含む）、養護教諭、相談活動担当、専門的な立場からスクールカウンセラーを加えたメンバーで構成する。

### 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、全職員でいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「教育相談アンケート」や教育相談の結果から、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発（いじめの未然防止）

- ・学年通信、学級通信やホームページなどを通して、生徒たちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係づくりの一助とする。

#### エ いじめに対する措置（早期発見といじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め問題の解消にむけた指導・支援体制を確立する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速に対応する。  
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係生徒周辺の様子を複数の職員で見守り、継続的な指導・支援ができる体制を整える。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が少なくとも3か月は止まっている状態。
- ・被害生徒・保護者との面談により、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できている状態

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### （1）いじめの未然防止の取り組み

ア 生徒同士の関わりを大切にした授業実践に努め、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ ソーシャルスキルトレーニングの時間を週1回位置づけ、コミュニケーション能力の向上と生徒同士の相互理解を深める。

ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、いじめ防止標語の作成などを通し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 道徳教育の授業実践を、いじめの未然防止にも効果的に役立てる。

カ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解

を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

キ 学校いじめ防止基本方針を生徒にも周知し、生徒会を中心として、あいさつ運動や思いやりを育む運動等を展開する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

ア 日常的な会話や生活自主ノートに加え、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施(年4回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。

ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。

エ 被害生徒をどんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。

オ 加害生徒には教育的配慮のもと、いじめは許さないといった毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー（主任児童委員等）等の専門家や、警察署、児童相談センター、家庭児童相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ いじめが起きた集団への適切な事後支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの支援を継続的に行う。

ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時のいじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（外部講師、スクールカウンセラーによる講話など）を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、三谷中学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。